伊賀市障害者福祉連盟

入会のご案内

●伊賀市内の障がいのある人約300人の会員組織です。

●障がい者福祉の充実について、行政や市議会等に請願したり、市民に働きかけるなどの運動を行っています。

●障がい理解のための福祉教育や差別をなくすための運動を行っています。

- 障がい者福祉大会
- 障がい者スポーツ大会
- ボウリング大会
- 各種交流活動
- 療育キャンプ

上野支部・伊賀支部・阿山支部
伊賀市手をつなぐ育成会

ご入会等のお問合わせは、事務局までお願いします。

伊賀市障害者福祉連盟　事務局

伊賀市社会福祉協議会　企画調整課
☎0595-33-0064　FAX 0595-21-8123
〒518-0829 伊賀市平野山之下380番地5
伊賀市総合福祉会館１階

障がい者とは

障害者基本法では、身体障がいや知的障がいのある人、発達障がいを含めた精神障がいのある人、その他の障がいのある人で、障がいや社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いている人をいいます。



障害者差別解消法の詳細

内閣府HP

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

各種手続きのご案内

伊賀市障がい者福祉ガイドブック

https://www.city.iga.lg.jp/0000000385.html

障害者週間　12/3～9

「障害者週間」は、障がいのある人たちの社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めるための週間です。障がいのある人は、生活の様々な場面で不便を感じることがあります。

しかし、まわりの人たちが理解し配慮や支援をすることで、自立の幅が広がります。障がいのある人の社会参加は、まわりの人の理解と認識があってこそ実現するものであり、だれもが心地よく安心して暮らせるまちづくりは、そうした一歩からはじまります。

環境の整備も検討しましょう

施設や設備、体制などの見直しや、各種マニュアルの見直し、それに伴う研修の実施などのソフト面の対応などの整備。

